

公募要領 別紙

業務内容・運営基準・事業運営費

(障害者相談支援センター)

令和7年12月

神戸市福祉局 障害者支援課

障害者相談支援センター（以下、「支援センター」）

1. 業務内容

(注意事項)

今後、法改正、予算編成等を踏まえ、業務内容が変更となる可能性があります。

(1) 委託業務

①法第 77 条第 1 項第 3 号に規定する障害者相談支援事業及び地域生活支援事業の一部事業の運営

①－1 障害者相談支援事業（相談支援基本業務）

- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児とその家族、介護者及び難病で障害福祉サービスの利用を希望する者等を対象に、福祉に関する各般の問題につき、電話、来所、訪問等の方法により相談に応じる。
- ・相談内容に応じて、必要な情報提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等を行う。また、虐待の防止・その早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助等を行う。

①－2 市町村相談支援機能強化事業

- ・各区に設置されている各区自立支援協議会の事務局として、その運営を行う。
- ・各区自立支援協議会の運営の他、困難ケースへの対応、障害者相談支援事業専従者への専門的な指導・助言等を行う。また、区内指定特定相談支援事業者に対して、専門的な指導、助言等を行う。

①－3 専門相談（ピアカウンセリング）（希望する支援センターのみ）

- ・障害者、障害児とその家族に対して、個別ピアカウンセリング、グループピアカウンセリングを実施する。

①－4 移動支援事業に係る事務

- ・地域生活支援事業の「移動支援事業」に関して、申請仮受付、「日常生活の状況聞き取り結果整理票」の作成、利用調整等を行う。

①－5 重度身体障害者訪問入浴サービス事業に係る事務

- ・地域生活支援事業の「重度身体障害者訪問入浴サービス事業」に関して、申請受付、利用資格の確認、利用調整等を行う。

①－6 生活サポート事業に係る事務

- ・地域生活支援事業の「生活サポート事業」に関して、申請受付、利用資格の確認、利用調整等を行う。

②法第 20 条第 2 項に規定する障害支援区分の認定に係る調査

- ・神戸市からの依頼に基づき、申請者の居宅等を訪問し、障害支援区分認定調査を行う。

③法第 22 条第 1 項に規定する障害福祉サービス勘案事項調査

- ・神戸市からの依頼に基づき、申請者の居宅を訪問するなどし、勘案事項調査を行う。
- ④法第5条第4項に規定する同行援護の決定に係るアセスメント票の作成
- ・神戸市からの依頼に基づき、支援センターに来所した同行援護申請者に対してアセスメント票作成を行う。
- ⑤身体障害者福祉法第12条の3に規定する身体障害者福祉相談員、及び知的障害者福祉法第15条の2に規定する知的障害者相談員が行う相談事業に係る事務
- ・障害者及びその家族に、身体障害者福祉相談員及び知的障害者相談員の利用が適正と判断されるものに対し相談員を紹介する等、相談員と支援センター相互の連携、情報交換を図る。
 - ・相談員に対して、研修会及び連絡会等を行う。

(2) その他

- ・「障害者相談支援センター連絡協議会」(各支援センターの事業責任者によって構成され、各支援センター間及び神戸市との間で、連絡調整、協議等を行う場として設置、運営される会議)に加盟し、かつ、その他各支援センターの従事者によって構成される定例の会議に出席すること。
- ・神戸市における相談支援体制や支援センター業務に関する検討会へ参画し、神戸市内の相談支援体制強化の取組み（人材育成など）について協力すること。

2. 運営基準

(1) 職員配置

(1) - 1 センター

【人数】

区分	人数	説明
事業責任者	1名	<ul style="list-style-type: none">・支援センター業務管理に支障がない場合は、支援センターの他の職務等に従事可能。・支援センター業務管理に支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務との兼務可能。
従事者	4名以上(※)	

※東灘区センターについては「5名以上」と読み替える。

【配置職種】

区分	人数	説明
相談支援機能強化専門員 (常勤・専従)	1名	<ul style="list-style-type: none">・従事者のうち、専ら市町村相談支援機能強化事業業務（委託業務①-2）に従事する者を1名配置すること。 <p>※やむを得ない場合のみ、委託業務①-2以外の業務も従事可能。</p>
障害者相談支援事業専従者 (常勤・専従)	2名以上(※)	<ul style="list-style-type: none">・事業責任者又は従事者のうち、専ら支援センター業務（委託業務①-2以外）に従事する者を2名以上(※)配置すること。・事業責任者が専従の場合のみ、障害者相談支援事業専従者として配置可能。

※東灘区センターについては「3名以上」と読み替える。

【資格要件】

相談支援機能強化専門員及び障害者相談支援事業専従者の資格要件は下記のとおり。

区分	説明
1人目	法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たるものとして厚生労働大臣が定めるもの（以下、「相談支援専門員」（※）という。）
2人目	社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師のうちいずれかの資格を有するもの
3人目以降	相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師のうちいずれかの資格を有するもの又は障害者支援課長が適当と認める者

※「相談支援専門員」は、法第51条の17第1項第1号に規定する「指定特定相談支援事業者」にお

いて指定計画相談支援を行うものとしての登録があること。応募時点で登録されていない場合は、応募後に必ず手続きを行うこと。資格要件を満たさなかった場合は、応募の抹消、応募申請の却下、選定の取消、又は委託契約の解除となることがあります。

(1) - 2 小規模センター

【人数】

区分	人数	説明
事業責任者	1名	<ul style="list-style-type: none">・支援センター業務管理に支障がない場合は、支援センターの他の職務等に従事可能。・支援センター業務管理に支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務との兼務可能。
従事者	3名以上	

【配置職種】

区分	人数	説明
相談支援機能強化専門員 (常勤・専従)	1名	<ul style="list-style-type: none">・従事者のうち、専ら市町村相談支援機能強化事業業務（委託業務①-2）に従事する者を1名配置すること。 <p>※やむを得ない場合のみ、委託業務①-2以外の業務も従事可能</p>
障害者相談支援事業専従者 (常勤・専従)	2名以上	<ul style="list-style-type: none">・事業責任者又は従事者のうち、専ら支援センター業務（委託業務①-2以外）に従事する者を2名以上配置すること。・事業責任者が専従の場合のみ、障害者相談支援事業専従者として配置可能。

【資格要件】

相談支援機能強化専門員及び障害者相談支援事業専従者の資格要件は下記のとおり。

区分	説明
1人目	相談支援専門員
2人目	社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師のうちいずれかの資格を有するもの
3人目以降	相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師のうちいずれかの資格を有するものの又は障害者支援課長が適当と認める者

(2) 設備

(2) - 1 事務所の設置場所

- ・支援センターの事務所設置場所の条件は、原則下記のとおり。
- ・選定の結果、センターと小規模センターの設置箇所が近い場合等、選定後に事務所設置場所の変更について打診する場合があります。

設置区	種別	条件
東灘区	センター	<p>現在の事務所（住吉川河川水防センター1階及び2階の一部）を使用すること</p> <p>※当該事務所は、神戸市建設局が災害時の地域の防災拠点として所管する建物であり、神戸市建設局と神戸市保健福祉局（※当時）で、「住吉川河川水防センターの使用に関する協定書」を締結し、平常時は障害者相談支援センターとして使用している。神戸市建設局との協定書締結が不可になった場合は、委託法人が新たな事務所を設置する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none">・住所：東灘区西岡本 2-25-1・賃借料なし。・水道光熱費、修繕費等事務所の運営にかかる費用は委託法人の負担とする。
中央区	センター	<p>現在の事務所（神戸市立総合福祉センター1階）を使用すること</p> <p>※当該事務所は、神戸市福祉局が所管する建物であり、その一部を障害者相談支援センターとして使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">・住所：中央区橋通 3-4-1・賃借料なし。・水道光熱費、修繕費等事務所の運営にかかる費用は委託法人の負担とする。
北区	センター	北区内に事務所を設置すること
	小規模センター	
長田区	センター	長田区内に事務所を設置すること
須磨区	センター	<p>現在の事務所（ワコーレ須磨名谷ステーションマークス 1階）を使用すること</p> <p>※当該事務所は、神戸市が和田興産(株)と使用賃借を締結している建物であり、神戸市と支援センター運営法人間においても使用賃借契約の締結が必要となる。また、別途施設管理業務の受託が必須となる。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・住所：須磨区中落合 2-2-8 ・賃借料なし ・管理費、水道光熱費、修繕費等事務所の運営にかかる費用は委託法人の負担とする。
垂水区	小規模センター	垂水区内に事務所を設置すること
西区	センター	西区内に事務所を設置すること
	小規模センター	

(2) - 2 設備

①事務室及び運営に必要な相談室を設置すること。

なお、支援センター以外にサービスを提供する事業部門（例：発達障害者相談窓口、地域活動支援センター）を支援センター事務室内に併設する場合は、支援センター専用の事務机、書庫等を設置し、他の事業部門と事務スペースを区別すること。

②建物入口周辺も含め、肢体不自由の方や車いす使用の方等に配慮した建物、設備であること。

③支援センター専用の電話回線を開設すること。

④パソコン、インターネット、ネットワーク環境

ア パソコンを常備し、メールアドレスを取得すること。

イ パソコンのOSは、Windows11以上とすること。

ウ パソコンにはワード（2016以上）、エクセル（2016以上）をインストールすること。

エ 支援センターに設置するすべてのパソコン（支援センター業務に用いるパソコンと同一ネットワーク上にあるパソコンを含む）にウイルス対策ソフトを導入すること。

オ 各パソコンに異なるパスワードを設置すること。

カ NAS又はファイル・サーバーを備えること。なお、クラウドサービスを使用することも可能とするが、その場合は、再委託やセキュリティの担保等に関する手続きを確実に実施すること。

キ 支援センター以外の業務に用いられるパソコンが支援センター業務用のパソコンと同一ネットワーク上にある場合、支援センターの固有情報については、支援センター業務以外のパソコンから参照できないよう、特定のフォルダへのアクセス制限をかけるなどの措置を講じること。

⑤利用者からの相談内容、応対記録等は個別に記録し、帳票等個人情報が含まれるものについては鍵のかかる書庫で管理すること

(3) 窓口開設時間及び窓口開設時間外の対応

(3) - 1 窓口開設時間

・窓口開設時間内は、職員1名以上を事務室に在室させ、常に来所、電話相談等に対応できる体制を確保すること。

①センター

- ・月曜日から金曜日まで 9：00 から 19：00 まで
- ・土曜日・日曜日・祝日 9：00 から 17：00 まで

②小規模センター

- ・月曜日から金曜日まで 9：00 から 19：00 まで

(3) - 2 窓口開設時間外

- ・窓口開設時間外の常時の体制確保は不要。ただし、窓口時間外対応を行う地域生活支援拠点から支援を求められた場合は、必要な対応を行うこと。

3. 令和8年度 事業運営費上限額（予定）

- ・令和8年度の事業運営費上限額（予定）については、令和8年度予算の成立後に決定となるため、変更となる場合があります。
- ・また、令和9年度以降については、事業運営費が変更となる場合があります。
- ・なお、委託料については、消費税を含んでいます。

(1) 支援センター運営（税込）

項目名	委託料金額（円）		説明
	センター	小規模	
相談支援基本業務費	30,252,600 ※東灘区センターについては 35,758,100	17,924,500	相談・情報提供業務及び障害福祉サービス利用援助業務に係る人件費 ※窓口開設時間外緊急対応に係る手当含む
相談支援機能強化事業費	5,780,000	5,780,000	相談支援機能強化専門員に係る人件費
研修費	105,000	94,000	センター従事者の専門性を高めるための研修、資格取得のための費用
自立支援協議会運営事務費	2,640,000 (上限)	572,000	【センター】 1. 運営委員会、作業部会等の実施に係る事務費（1,584,000 円） ①運営委員会実施に係る事務費（475,200 円） ②全体会、作業部会、個別支援会議の開催に係る費用

			<p>※会議開催回数の実績に応じて精算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加 5 人以内 5,500 円／回 ・参加 6 人から 14 人 11,000 円／回 ・参加 15 人以上 55,000 円／回 <p>③イベント開催に係る費用 (上限 475,200 円)</p> <p>※執行経費の実績に応じて精算</p> <p>2. 事務局運営にかかる事務費 (1,056,000 円)</p> <p>【小規模】 事務局運営にかかる事務費 (572,000 円)</p>
事務費	2,821,000	1,501,000	支援センター運営のために必要な事務費
事務所賃借料 (借地料)	2,640,000 (上限)	1,320,000 (上限)	月額 220,000 円（小規模センターは月額 110,000 円）を限度（共益費、管理費及び駐車場賃借料を除く） ※執行経費の実績に応じて精算（地域活動支援センター等併設の場合は賃借料を各施設の床面積等で按分して精算、1 円未満の金額は切り上げ）
委託料合計	41,598,600 ※東灘区センター については 47,104,100	25,871,500	※事務所賃借料を除いた額

（2）ピアカウンセリング

- ・各支援センターから提出される実施計画書に基づき、予算の範囲内で決定します。

（3）上記（1）（2）以外

項目名	委託料金額	説明
移動支援事業	@2,200	日常生活の状況聞き取り結果整理票を作成した場合（1 件あたり）

重度身体障害者訪問入浴サービス事業	@4,620	新規申請・廃止申請等による利用調整をおこなった場合（1件あたり）
生活サポート事業 (センターのみ)	@4,620	継続利用希望者に利用調整をおこなった場合（1件あたり）
障害支援区分認定調査	@5,245	障害支援区分認定調査票を作成した場合（1件あたり）
障害福祉サービス勘案事項調査	@3,000	障害福祉サービスの更新・変更時に勘案事項整理票を作成した場合（1件あたり）
同行援護	@525	同行援護アセスメント票を作成した場合（1件あたり）
身体・知的障害者福祉相談員事業	66,000	連絡調整費（年間）